

京都大学事務委任等規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 (1)・(2) } (略)</p> <p>2 人事事務のうち、部局又は学系等における次の各号に掲げる事項については、教員にあっては当該教員が所属する学系等の長が、教職員等(教員を除く。)にあっては当該部局の長が専決するものとする。ただし、学系等の長が専決するものとされた事項のうち、当該学系等及び部局が指定する事項については、当該部局の長に専決させることができる。 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) } (12) } (略) (13) } (14) }</p> <p>3</p> <p>4 第2項第12号及び第13号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。 (後 略)</p>	<p>第4条 (1)・(2) 2 } (同 左)</p> <p>(1)～(10) <u>(11) 教職員等の就業の禁止(新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。)に罹患した場合に限る。)及びその解除を決定すること。</u></p> <p>(12) } (13) } (同 左) (14) } (15) }</p> <p>3</p> <p>4 第2項第13号及び第14号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事項のうち、その処理について主管官庁に対し承認申請又は協議を必要とするものについては、専決しないものとする。</p>
<p><b>京都大学本部事務決裁等規程</b> (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより次長及び課長又はその他の者に専決させることができる。 (中 略)</p>	<p>(専決)</p> <p>第4条 2 } (同 左)</p>

改正前							改正後						
別表第3 (第4条関係)							別表第3 (第4条関係)						
事項	専決者						事項	専決者					
	掛長又は専門職員	課長補佐、室長補佐又は専門員	課長又は室長	次長	部長	理事又は学長		掛長又は専門職員	課長補佐、室長補佐又は専門員	課長又は室長	次長	部長	理事又は学長
(略)							(同 左)						
							<u>事務本部の職員の就業の禁止（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に罹患した場合に限る。）及びその解除の決定</u>						
(略)							(同 左)						
(後 略)							<p>附 則 この規程は、令和3年9月7日から施行する。</p>						